

第7回 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会 議事録

【日 時】 平成20年7月23日(水)午後7時10分～午後9時15分

【場 所】 国分寺Lホール

【出席者】 協議会委員名簿参照(出席者12名:委任1名含む)

市事務局4名、協力機関3名

傍聴者4名

(50音順・敬称略)

氏 名	所 属 等	区 分	備 考
饗庭伸	首都大学東京 准教授	6号	欠席
有賀隆	早稲田大学理工学術院 教授	6号	
有吉重蔵	国分寺市市民生活部長	7号	欠席
稲垣道子	(株)フェリックス 代表取締役	6号	
岡部利彦	戸倉自治会	2号	欠席
神崎高義	戸倉自治会	2号	
栗原進一	内藤自治会	2号	
神山秀雄	国分寺市商工会	4号	欠席
児玉規孝	武蔵台自治会	2号	
坂本幸雄	公募市民(並木町在住)	1号	欠席
高田千恵美	国分寺市立小中学校PTA連合会	3号	欠席
田嶋正美	国分寺市都市建設部長	7号	欠席
寺内義典	国土舘大学工学部 助教授	6号	
内藤孝雄	内藤自治会	2号	
内藤豊一	内藤自治会	2号	座長委任
中村光利	内藤自治会	2号	
中村安幸	東京むさし農業協同組合	5号	
樋口満雄	国分寺市政策部長	7号	
樋口靖明	公募市民(東元町在住)	1号	欠席
船水弘子	国分寺市立小中学校PTA連合会	3号	
保坂剛	国分寺市清掃施設整備等担当部長	7号	欠席
堀口伊作	共益東部自治会	2号	欠席
山根衛	戸倉自治会	2号	欠席

※ 1号委員:公募により選出された市民 2号委員:国3・2・8号線沿道地区関係自治会の推薦者  
 3号委員:国分寺市立小中学校PTA連合会の推薦者 4号委員:国分寺市商工会の推薦者  
 5号委員:東京むさし農業協同組合の推薦者 6号委員:識見を有する者 7号委員:国分寺市の職員  
 ◎:座長 ○:副座長

所 属		氏 名
(事務局)	都市建設部 都市計画担当部長	松 本 昭
	都市計画課 都市計画担当課長	増 田 聡
	都市計画担当係長	池 田 昇
	都市計画担当	小 川 登
	"	橋 口 順 子
	"	西 尾 典 子
	(協力) 株式会社 建設技術研究所	

Tel 042 - 300 - 1671

Fax 042 - 323 - 9060

E-mail [toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp)

## 【議 題】

- 1．開会（事務局）
- 2．議題
  - （1）沿道まちづくりの将来像について
  - （2）沿道まちづくり方針（案）について
  - （3）その他
- 3．閉 会

## 【協議内容】

- 1．開会（事務局）

それでは、第7回国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会を開催させていただきます。本日は、お暑い中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

### 配布資料及び前回議事録の確認

- 2．議題

事務局：本日は、委員の方々の意見を踏まえて修正した沿道まちづくり方針について改めてご提案させていただいた上で、方針に関する意見などを頂ければと思っています。それでは、議事進行は有賀座長にお願いします。

座 長：みなさん、こんばんは。事務局から報告がありましたけれども、今日はまちづくりの方針について、前回も一度ご議論頂いたものですが、色々ご意見頂いた内容を事務局で整理してもらっています。これについて内容を確認し、ご意見を頂いた上で、その次の段階のまちづくりの方針を実現していく考え方、施策とここでは言っていますが、取り組みの例も含めて議論したいと思います。

この3・2・8号線沿道まちづくりは非常に公共性の強いまちづくりであり、それから非常に長い時間が掛かります。行政や皆さんも含めて様々な人が関わっていかないと実現できないものであり、全体をこう計画していくというものになっています。将来の長い道のりの中でまず大きな方針を固め、その上で個別具体のまちづくりの活動をやっていくという風な構成になっているようです。

従って、そのことを少し頭に置いて、資料の説明をお聞き頂いた上で、ご議論、意見を頂きたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。それでは資料7-2の沿道まちづくりの将来像（案）について事務局から説明いたします。

- （1）沿道まちづくりの将来像（案）について

事務局：資料7-2（沿道まちづくりの将来像（案）について）の説明。

座 長：はい。資料7-2については、おおむねこの内容で前回も説明頂いたと思います。前回から今回の間で、事務局に別途ご意見が届いているということもないようですので、この内容でいかがでしょうか。現時点で確認させて頂くという趣旨です。むろん、表面的なものや少し細かい内容については、暫時何かご意見があればと思うのですが。

それでは、確認をして頂いたということで進めていきます。

～ 特に意見なし（沿道まちづくりの将来像（案）の了承） ～

## （２）沿道まちづくり方針（案）について

座 長：それでは、沿道まちづくりの方針（案）について、お願いします。

事 務 局：資料 7-3、7-4 の説明

座 長：はい、ありがとうございました。それでは、この後、少し資料を眺めて頂く時間をとりますので、資料 7-4 の「土地利用」「緑・景観」「環境施設帯」「身近な生活環境」4 つのテーマ別のまちづくり方針毎にまとめて意見を伺いたいと思います。

それで、今の資料 7-4 と、先ほどの配られている図面を見比べながら、少しお考えをまとめて頂いて、場合によっては、お手元に配ってあるポストイットに書き留めて頂きながら、お話を頂こうと思います。少し時間が短いのですが、5 分ほど資料の中身を見て頂いて、是非ご意見を頂ければと思っています。よろしくお願いします。

- （休 憩） -

## 土地利用（案）について

座 長：それでは、資料 7-4 の 3-2 ページ、それから 3-3、3-4、3-5 という、この土地利用（案）に関連するページが 4 ページほどございますので、これに関連するコメントを頂きたいと思います。まず、最初に事務局に伺っておきたいのは、土地利用（案）の中で、前回から変わったところがありますか。

事 務 局：概略を説明

座 長：それでは、3-2 から 3-5 までの範囲で、あるいはこれに関連する内容でご意見頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。どこからでも結構ですので、是非ご発言頂ければと思います。

児玉委員：3-3 ページの秩序のあるまちづくりの推進ということで、3 番の「市域全体の均衡あるまちづくりの進展に配慮した土地利用・用途の配置・設定」の「用途の配置・設定」というイメージがよくつかめないのですけど。

座 長：はい、まず秩序あるまちづくりの推進ということと、その中の取り組み例として、市域全体で均衡あるまちづくりということが、どういう風に関係するのかというのが 1 点と、それからそれを実現するために土地利用や用途を配置・設定していくというのは、どういうことを想定してされているのかというご質問だと思いますけれども。これはどうですか。

事 務 局：はい。いわゆる沿道地域の用途ということが書いてありますから、その土地の用途が住居地域、低層住居専用地域だとか、あるいは中高層住居専用地域だとか、そういった形で土地の用途地域がございますが、これを市域全体のバランスに配慮した形で、見直しや設定が必要ではないかということをおの中に文章に書いてあります。

事 務 局：補足させて頂きますと、沿道は約 2.5km ございます。2.5km が同じような用途になる必要はないと思っています。当然 2.5km 沿道がありますと、地域の特性に応じて、今よりも更に発展的な土地利用をするところもあれば、今と同じように継続して環境を

保全するような地域もあるだろうということで、ここの「用途の配置」というのは、メリハリのある用途、今ある低層住宅系ですとか、商業系とか、そういうところも配置していこうと、そういう意味合いでこのような文章になっています。

座長：閲覧用の図面の1枚目に土地利用方針イメージ図がありますが、これは、国分寺市の都市計画のマスタープランでも既に書かれている、将来の考え方ですね。ここに3・2・8号線の線が重ねられて引かれているわけですが、2.5km全体が1つの画一的な用途や地域ではなくて、もう少し地域の特性に応じた魅力、それからポテンシャル、保全等のバランスをとりながら、というのが市域全体の均衡というのだと。そのような主旨が込められているという理解です。ですから、そういうものも踏まえた上で、3・2・8号線ができることによって、新しく生まれる沿道の用途、あるいは土地利用、そういうものがバランス良く均衡ある沿道として計画することについては、国分寺市だけではできない話でもありますので、市民の皆さんや地権者の皆さんとも共同でお話、あるいはそれを実現していくためには、当然ながら都市計画の様々な手法を踏んでいくという風なわけですが、そのような主旨をご理解いただければと思っております。

児玉委員：設定という言葉を使っているのですが、下のまちづくり条例の運用というのと絡んでいるのですか。

事務局：はい。日本語の表現が上手くないところが誤解を招くのかも知れませんが、土地利用については、配置をメインに考えております。用途については、それを踏まえて設定していくということを考えています。これはあくまでも皆様の意向を踏まえながら、土地利用については、どのような施設配置をしていくのがいいか考えた上で、それをある程度まちづくりのルールの中でコントロールしながら、いわゆる法的な部分としては都市計画法を主体に用途の設定を行いながら、健全なまちづくりというか、均衡のあるまちづくりを行っていきたくと。ただ、それだけではなかなか現実の土地利用として、皆様の要望にこたえていけない部分もあるかと思えます。国分寺市には現在まちづくり条例というものがあつ、この条例を使いながら、そのあたりの柔軟な土地利用の実現化に向けて検討できるツールを作つてあります。ですから大きい根本の部分は都市計画法ですとか、まちづくり条例を運用し、細かい部分では皆さんのご意見を聞きながら、順次ルールの運用を考えていくというようなことも表現したいと考えております。

樋口(満)委員：33ページの最初の二行目のところで取り組み主体、「国分寺市」、「市民との協働」ということですが、取り組み主体として「市民との協働」という表現があるのかどうなのか、これは少し検討して置くべきと思つます。一般的には事業を進める時に、市と市民との協働という理念で、進めていきますと、総括的に書けばいいのではないかという気がします。

合わせて、342ページ以降で東京都の部分があるのですが、そこが協働という概念とか、考え方が表現されない。つまり、国分寺市は協働でやるのだけど、東京都は協働という考え方はないというイメージになっている風に思つますので、そこは少し全体に工夫した方がいいです。以上です。

事務局：只今のご指摘でございますが、全くその通りでございます。ここで言うところの取り

組み主体という言葉の意味でございますが、主に誰が中心となるかというイメージでここを使わせていただきました。

後段でございますが、確かに東京都だけで取り組み主体と記載しているところがございます。これは整備主体が東京都でございます。東京都に対する要望の中は国分寺市、市民の皆様と協働していくという言葉が隠されております。表現につきましては、今後詰めさせて頂いて、きちんと意図がある表現に変えていきたいと思っております。ありがとうございました。

座長：ご指摘の内容で、今ありましたように、本来まちづくりそのものが個人だけではなく行政も含めて協働でやっていく必要があるということに通じることだろうと思っております。ここで工夫したいということは、施策の方向を考える上でどこが中心になって役割を選んでいくのだろうか、というようなニュアンスが多分に含まれていると思っております。だからといって書かれてないところは、市民が協働しなくていいのかということではないのだと思っておりますので、少し工夫が必要かと思っております。

それから、「協働」という言葉についても、全体として進めていく枠組みとして、私達はこういうふうを考えているということを入れたほうがいいと思っております。資料 7-3 の沿道まちづくり計画全体の構成からいいますと、2章の基本理念、将来像でそういうようなことも入れてはどうかと思っております。

内藤（孝）委員：3-4 ページの都市農地の共生するところですが、3・2・8号線沿道には、かなり農地が多いということで、都市農地を残すところにポイントがあるのですが、これが今逆になっていると思うのです。これは皆さんに本当に考えて頂きたいと思っております。

それと、「農住が共生するため、農に対する市民の理解と関係者の協力・・・」、というところで、前回協議会でも、農地をいかに守れるかということでご意見頂いたこの道路は、緑が中心だと思うのですが、緑というのはすべて農家の生産緑地です。そのため、もう少し農業を考えて頂いて、他のページのように写真を載せて、農地保全をアピールするようにして頂きたいと思っております。

それと3の「交流を促進する場のイメージ」とは、一体何を意味しているのかなと思っております。単に写真を載せたわけではないと思うのですが。

事務局：3-4 ページについて、緑の創出でございますが、全て都市農地に頼るのではなく、道路の中の環境施設帯、農地ではない場所、宅地や屋上緑化ですとか、まちのあらゆるスペースを使い緑化を促進していきたいと考えております。ただ、大きな農地の場合は保全を考えていき、保全のためには何が必要なのかといったことを主な取り組み例で表現しております。今回写真がないのは、まだ具体的な保全活動を進めていくのか定まってなく、ソフト施策が中心となっているため、写真を使うと曖昧になってしまうので、このページは写真を使用しておりません。

内藤（孝）委員：それと3-5 ページについて、「沿道農家と来訪者との交流を促進する場……」が何を意味しているのか分かりづらいのですが。

事務局：2点目の質問の3-5 ページ（1）について、現在、農家の方から自分の土地の中でしか農作物の販売ができないというご意見、ご指摘を受けました。そういったことを受けまして、今後農家の方が協働して農作物を販売できる共同販売所という施設を考え

ております。今後具体的なものを進めていく中でそういった販売所を作るスペースも考慮したいと思います。

座 長：ありがとうございます。3-4の所はつくり方というより利用とか機能の話について書かれていると思います。前回協議会で、マクロとミクロというご指摘がありまして、場合によっては都市農地との共生が出来ないのではないかとということもありますので、共存、共生について一般的に考えていく時にどうすればいいかと思うところです。もうひとつ3-5のご指摘頂いたところは、おそらく行政が直轄でということではなく地権者、農家、利用者が中心になってくると思うのですが、これに対し公共的にどのような支援、サポートをしていくのか、もう少し分かりやすく書かれていけばいいのではないかと思います。

#### 緑・景観形成（案）について

座 長：3-7から3-10の範囲で進めたいと思います。私の方からですと3-7の市民のボランティア制度、3-8のブロック塀の生け垣化に対する支援制度など、具体的な施策名称が書けたら書いた方がよいのではないのでしょうか。

神崎委員：3-8のブロック塀の生け垣化についての話が出ましたが、既に助成の制度があるのですが、生け垣がどんどん伸びてしまい、メンテナンスが大変です。そういった意味でもあえてPRする必要はないのかなと考えております。

座 長：ありがとうございました。これは、A3用の閲覧用の図面ですと2ページ目の緑・景観形成方針のイメージ図なのですが、3・2・8号線との関係でいっても、環境施設帯として作られていくのか、それに直行方向で交わる緑の新しいネットワークがつけられるのか、かなり多様なパターンがある中で、そういうことを認識した上で緑化を進めましょうという時に、公的な支援の仕組みとして、こんな制度があるということを書いたものだと思います。ただ、実際にあまり運用されてないのではという話は、担当課の問題として、ここは載せるべきだと思います。何かあれば、ポストイットの方にお書き頂いて、事務局の方でそれを整理してもらいます。続いて、3-12ページから3-14ページまでの範囲で進めていきたいと思います。

栗原委員：3-10ページの写真の説明で「2F以上の看板・広告のコントロール」というところですが、2階、3階に営業する会社とか店舗は、看板等が出せなくなるというのは、不公平感がありそこで働いている人達にとっては死活問題です。あまりそういった沿道の計画等で文章化するって言うのは、あまり良くないと思います。

座 長：これは、基本は皆さんが合意できればという話だと思います。強制的に何か一方的にするという話ではなく、魅力的な街並みをつくっていく上で皆さんが合意できることが大前提だと思うのですが。

事務局：ここで出させて頂いているイメージはあくまでも例示であり、看板を設置すること自体を妨げるものではありません。場合にもよりますが、周辺の風景、景色を考え、奇抜で無いものであればというデザイン上のコントロールを意味しております。このようなことに配慮した景観まちづくりを目指しておりますので、ご指摘を踏まえ、誤解を与えないよう表現を修正していきたいと思います。

## 環境施設帯形成（案）について

栗原委員：3-13 ページのストリートファニチャーの整備例は、最初は良いのですが、だんだん月が経つにつれて、落書きされ汚れたりするので、将来の維持管理を考えて検討して欲しい。また、最近ペットの散歩が非常に多いので、そういったものに対しては、水場をどんどん作ってあげるとか、そういう水辺空間を作ってあげるといいと思います。ペットブームを理解するというので、そのような試みをしたら楽しいのではないのでしょうか。

座長：これも公共的な空間でやろうと思うと、難しいこともあるかと思うのですが、沿道の工夫というか、道路空間とうまく連続一体化したような、それで楽しい、環境形成となるようにということでしょうか。

栗原委員：例えばそういう水場は、飲料水に近い水を使って、子供たちが水浴びをしてもいいと思います。ただしなかなか民間ではできないので、公共施設として市とかが水道水を利用していただければいいのかなと思うのですが。水と緑という言葉がよくでてきますが、その水が水道から出てきてもいいのではないかと思います。

座長：アイデアとして議論をする、将来的に対応するというので、このようなアイデアは、いろいろ他にもあると思うので、今後の検討事項とさせていただきます。たぶん、水を使うものも、流れている小川を有効活用するといったことを想定しているので、この状況で水道の水を流すというのは、長期では難しいなという気もします。

それとストリートファニチャー整備で、何を意図したいのかわからないということでしょうか。要するに歩いて楽しくなるような、プラスのアイデアをいっぱい考えていくのか、新しい幹線道路ができたときの歩道環境の質を、きちっと高めていくために考えていくのかどちらなのかということですね。

内藤（孝）委員：3-13 ページの自動車道、歩道、自転車道についてですが、安全・安心に配慮した歩行者、自転車空間の創出をもっと広げて、障害者や車椅子、ベビーカーなど、幅広く配慮してほしいと思います。これだと健常者だけを対象としているように思えます。

座長：主にバリアフリーに関する事、障害者の方や高齢者の方など交通弱者の方にも配慮してほしいということですね。

内藤（孝）委員：赤ちゃんからお年寄りまでをその中に含めるということで、よろしく願います。

座長：個別のというか、全体を通してですね。魅力ある歩道、自転車道整備だけではなくて、環境施設帯形成の基本的な考え方のところを書いた方がいいですね。

寺内委員：今のお話において、バリアフリーを幹線道路沿いだけでなく、面的に街全体をバリアフリーにしなければいけないという観点でいくと、3-15 に記してあるのがいいのかも。バリアフリーの話は副道だけではなくて、地域全体として入れたほうがいいのかなと思います。

事務局：御指摘いただいたとおりバリアフリーの視点では、個別のところでは尊重する部分はあるかと思いますが、むしろ基本的な考え方の中に入れての方がよろしいかと思えます。また、バリアフリーというよりユニバーサルデザイン的な表現で、少し工夫をさせて



頂きます。

#### 身近な生活環境形成（案）について

座長：少し時間が押しているのですが、最後の5分ぐらいで、身近な生活環境形成 3-15 ページ以降のところで、ご意見をお願いします。

栗原委員：3-16 ページの公共交通網の連携強化がありますが、新たなバスルート为国分寺市が主体に行う場合は、バス停のスペース確保してほしい。安心して利用できるバリアフリーの環境施設帯といったものを東京都と話し合ってもらいたい。バス停のスペースも初めから計画して、安全に配慮した環境施設帯が必要ではないかと思います。

中村（光）委員：先ほども話しが出てきたようですが、この3・2・8号線の全体というか道路の計画予定地域内での活性化とか、あるいは地域の住民のコミュニティの場所というか、例えば広場とか、そういった公共的なものがスペース的にとれるような計画なり、地域住民がいろいろとコミュニティとか地域の連携とか、そういう面で集える場所的なものの確保が、その地域の活性化にもつながるのかなということです。ただ、それにはやはり土地の確保が、当然気になってきますけども、この沿線に一箇所ぐらいはそういった公的な拠点みたいなものが出来たら、より地域の活性化に役立つのかと思います。それで、景観的に広い歩道、環境施設帯が出来ますので、結構広範囲から集まりやすい場所というか、道路になると思います。

座長：イメージの3ページ目の生活環境形成のイメージ図の中で、新しく道路ができることによって、当然ながら生活動線が分断されてしまう前に、横断施設の位置なんかも今後の検討にでてくるとは思いますが、既存の公共施設系がネットワークされるようにというのは、大事なのだらうと思っています。それを含めて、3・2・8号線が出来ることによって沿道周辺が変わる訳ですから、公共施設の考え方についても、単純に公共施設を新設するだけでなく、もう少し既存施設の効率的な使い方、既存施設の利用がマイナスにならないことも必要だと思っています。

閉会の時間となり終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。もし、何かありましたらポストイットにお書きいただきたいと思うのですが。

船水委員：この閲覧用のイメージ図というのは、次回にはこちらの更新案をつくる感じになるのでしょうか。3枚目の身近な生活環境形成方針のイメージ図ですが、通学路の安全確保のラインが、東西にしか出てないのが少し気になりました。

それと3-17 ページで生活道路への通過交通流入を防ぐ対策の検討とあるのですが、生活道路だけではなく、幹線道路の安全確保を少し頭の中に入れてほしいと思いました。内藤橋街道は生活道路ではないでしょう。この道路が生活道路というのであれば別にいいのですが、同じような東西の流れじゃないですか。3・2・8号線ができて、内藤橋街道を通る車というのは減るものではないと思いますので、そちらの方も安全に配慮してほしいと思いました。

あと一つ、前回ブロック検討会の報告は、今日はないのでしょうか。

座長：最初の内藤橋街道を含めて、新しい道路ができると、地域の中の生活道路、細街路に通過交通が流入しないようにということが、重要な話になってくると思います。

それから、東西だけでなく、南北方向の道路の通学道路の安全確保というのは、今

日のイメージ図だとベースマップの方が細かい部分を入れてなくて、出ていないと思いますが、特に南北方向で、ここは非常に今でも問題になっていて、当然注意をして頂く必要があるというところがあったら、ポストイットに書いて頂いて、このところが大事だぞというところを事務局の方にも少し伝えてもらえればと思います。

船水委員：この通学路の動線は、学区を無視している気がします。

座長：学区の区域ですね。この既往の通学路の安全確保は、凡例にも書いてあるので、これはちょっと再チェックをして下さい。

事務局：前回のブロック検討会の報告については、今後追って報告させていただきます。

座長：すいません。時間になってしまいましたので、最後に全体を通してコメントがあれば、それ以外については、ぜひポストイットの方にお書きいただいて、事務局の方にご提出いただければと思います。

稲垣委員：実は、前回お話ししたいと思っていたのですが、こういう道路が出来てどういうふう  
にまちが変わっていくのかということ、どういう要素で何によって変わっていったのかと、今非常に時代が見えない時でもありますし、大事なことだと思います。

もう一つは、その分かりにくい時代にどう対応していくか、つまり目標将来像をきちっとつくって、それにまっすぐ進むなんてとても出来ない時代なので、どういうプロセスをうまくやっていくかということも大事だと思います。

ちょっと長くなりますが、私、環状8号線(世田谷)の近くに住んでいまして、あの環八が出来の前ってというのは、本当に農地の他に何にもないようなところだったのです。40年ぐらい経って、その間どういうふうに変わっていったかということを見て見ますと、マンションが出来るようになったのは、せいぜいここ10年ぐらいです。まだ沿道に生産農地も残っています。結構高い建物も建てられたのですが、ファミレスも大部分が落ち目になってしまったし。世田谷通りや玉川通りという幹線道路とも交差しているのですが、走っていても全然面白くない。良いところは砧公園ってのがあって、そこには緑がたくさんあるのでわりと良いのですけれども、決していい道路とは思えない、交通量も凄く多いですから。それは、まちづくりが上手くいかなかったから、あるいはそういう高い志を持たなかったからそうなってしまったのかという気も凄くしますし、そういう意味でいうと、みんなでどういうふうを考えて魅力あるまちにしていくのかっていうのが、すごく大事だと思うのです。

今日の4つのテーマについても、沿道まちづくりの身近な生活環境形成については、もう少し面的に考えていく必要があるという感じがしました。土地利用については、その道路が整備されるから何か変わるのは当然なのですが、それが本当に良い方向に変わるかどうかほっといたら出来ないってということで、新たに商業施設が来たはいいけれども、ポコッと深夜営業のカラオケ店や安売り店が来たりとか、そういう可能性というの凄くある訳です。歩く人がいないまちというのは、車で来てさっさと行ってしまおうというのは、いいまちにならないので、幹線道路のところ人が歩くようなまちをどうつくるかというのは、ものすごい大きな課題だと思います。そういう意味で、ぜひ大変なまちづくりにチャレンジされるのだという事だと思いますし、そういうつもりで資料をよく読んで、みんなで意見を出していきたいと思っていますので、お互

いによろしくやりました。

寺内委員：現在原油高でガソリンの値段が高騰していますが、これは一時の現象だという話もありますが、こういった道路を作って、車がドンドン来ている車社会での、そういう沿道まちづくりのにぎわいが、これから本当に起きるのかどうかかなり怪しい感じがあると思います。今の常識が、将来の常識にならないこともありますので、何十年という期間でまちづくりを考えて、市民ニーズに柔軟に 대응することができるよう、将来にも通じるようなまちづくりをどうしていくかを考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### (3) その他

事務局：今回は、8月下旬～9月上旬に開催したいと考えています。それまでにご意見などありましたら事務局までご連絡頂けたらと思います。今回はイメージ図を方針図としてお示ししたいと考えております。日時等は改めて連絡します。本日はありがとうございました。

### 3. 閉会（事務局）

以上